

公共ます設置業務の工事請負契約に移行する際のご質問と回答

No	質 問	回 答
1	Q 1：公共ます設置業務につきましてはその内容から、工事契約が妥当（目的が工作物などの成果物の完成）であると判断できますが、工事内容が未定である。（指示書にて工事の指示を行う）	A 1：工事内容は大枠で民地敷地内への公共ます設置、本管との接続かと認識しておりますが、1回（1カ所）の工事に係る数量や資機材等については未定のため、単価及び年間での契約とする方法ととり、都度、指示書において工事の内容について指示を行うこととなります。
2	Q 2：代表者の主任技術者が専任となり、他工事との兼任ができない。 （現場代理人と主任技術者が兼任することが多く限られた職員を有効活用することができない。）	A 2：JVの構成員については、請負代金額と出資比率に基づき判断していますが、代表者についてはJVの契約総額に対する責任を負うため、建設業法上の専任要件（4,500万円超）がそのまま適用されます。この点については、現行の法解釈において一律の運用となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、専任特例の要件を満たすかについては、発注担当課にご相談ください。
3	Q 3：コリンズの登録について請負金額が500万円を超えた時点で登録とあるが、4,500万円を超えた場合、構成員の主任技術者も専任となり、他工事との兼任はできなくなるのか。 すでに他工事での兼任登録済みである場合はどうなるのか。	A 3：JVの構成員の主任技術者については、請負代金額とJVの構成員の出資比率に応じて4,500万円を超える場合は専任を要するところです。 他の工事と兼任していて、途中で専任が必要になった場合は技術者の変更が必要となりますので、他の工事と同様に、専任の可能性がある場合は専任可能な技術者の配置をお願いいたします。
4	Q 4：契約保証金が必要・予定総額の変更の請書が必要・部分使用手続きが必要などの事務処理の煩雑化。	A 4：工事請負とすることで契約保証金や変更の請書の取り交わしを要するところですが、当初の契約につきましては電子契約と電子保証を導入し、来庁による契約手続きを不要とすることで、事務処理の軽減を図るところです。
5	Q 5：ほとんどの公共ます設置が1日単位で工事が完了していること。 （今までの業務委託でも問題がないのではないかと） 施工箇所が多岐にわたるため、合併工事の適用となるのか。	A 5：既設の取替、修繕の類ではなく、ます設置のために掘削、埋設、埋戻といった工程を新たに行うことから、工事として発注するのが適当と判断したところです。 なお、本件は「合併工事」には該当いたしません。 単価契約方式を採用しており、随時発行する指示書に基づき、現場ごとに施工が完結する形態となります。
6	Q 6：工事契約に伴い、施工計画書などの提出書類が必要となること。事務負担増加の懸念。	A 6：施工計画書につきましては、これまでもご提出いただいていた認識でございました。
7	Q 7：当社以外の「質問」「回答」はHPで公開して頂く事は可能でしょうか？	A 7：お寄せいただいたご質問の回答につきましては、全て取りまとめうえで本市HPへ掲載いたします。
8	Q 8：解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用金額を算出することが出来る資料のご提示もしくは、費用自体をご提示いただく事は可能ですか？	A 8：解体工事や再資源化等に要する費用につきましては、設計図書（単価表等）において、該当する「工種」および「数量」を明示いたします。
9	Q 9：当工事は「単価契約」を予定しているのとっておりますが予定総額を今までのように「付箋」ではなく、札幌市発行の書類とする事は可能でしょうか？ （履行保証会社から可能な限り正式な書類の要望がありました）	A 9：単価契約による工事でありませんが、契約書には予定総額を記載する予定であります。
10	Q 10：期初にいただく予定総額で、履行保証を行うとして増額が予想される場合は、どのような対応が必要でしょうか？ 例）期初の予定総額 5,000万円 10月に2回目の部分検定を実施 累計確定金額：6,000万円(予定総額の120%) 今後も指示書発行が予定されている(約1,000万円) この場合、保証金額の積み増しが必要でしょうか？ もし積み増しが必要であれば、時期、額面などご提示ください。	A 10：契約変更により請負代金額の増額があった場合、保証の額の増額を求めることができます(工事約款第4条第5項)が、本市では、変更後の請負代金額が当初の請負代金額の2倍に達するまで、保証の額の増額変更を行わないこととしております。 ご質問の例の場合、当初の契約額が5,000万円の時、契約保証金は10%の500万円となります。途中で施工箇所や数量が増となり、最終的に契約総額が6000万円に増額となった際は、契約変更が必要となるものの、当初の請負代金額の2倍以内なので、保証の額の増額については行わないこととなります。 中間での契約変更が複数回あった場合、その都度の積み増しは事務手続き等が煩雑となりますので、最終的な契約額にて判断いたします。 仮に請負代金額が最終的に2倍超の1億1,000万円に増額となった場合、契約保証金は10%の1,100万円となり、差額の600万円が積み増しを要する保証金の額となります。
11	Q 11：期の途中で、予定総額から大幅な減額が見込まれる場合は、最低保証等は想定しておりますか？	A 11：減工等の場合は減額の設計変更等が考えられますが、最低保証は行っており、実際に施工されます工事に対してのお支払いになります。

12	Q12：現場代理人の常駐に関して、「代表者:出資金額に応じて緩和可能」とありますが、具体的内容をご提示ください。	A 12：請負代金額とJVの出資比率に応じて、出資金額が4,500万円以上の場合、常駐を要することとなります。 例として、予定総額が8,000万円の場合で、JV代表者の出資割合が50%ですと出資金額が4,000万円なので緩和が可能となり、同様に出资比例が60%になると出資金額が4,800万円となるので、緩和不可となります。
13	Q13：当工事は電子契約の対象でしょうか？	A 13：電子契約での対象となる予定です。 なお、電子契約での手続き方法につきましては、下記URLをご参照ください。 https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/kouji/denshikeiyaku.html